

甲案及び乙案において考えられる効果及び方策案

	甲案(A案)	B案(参考)	乙案	検討課題
基本的考え方	いわゆる看板効果を目的として、東京高等裁判所から法的に独立した組織の「知的財産高等裁判所(仮称)」を創設し、知的財産関連訴訟を控訴審段階で専属的に取り扱う。	いわゆる看板効果を目的として、東京高等裁判所内に独立した組織の「知的財産高等裁判所(仮称)」を創設し、東京高等裁判所の知的財産権専門部で集中的に取り扱っている知的財産関連訴訟を取り扱う。	今般の民事訴訟法改正により知的財産関連訴訟を東京高等裁判所の知的財産権専門部で集中的に取り扱うことで実現された実質的な「知的財産高等裁判所」を、いわゆる看板効果を目的として、「知的財産高等裁判所(仮称)」と呼称する。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門裁判所を設立する理念や他の専門分野を取り扱う裁判所の創設の要否等についてどう考えるか。 ・看板効果として具体的にどのような効果が考えられるか。 ・今般の民事訴訟法改正による効果に加えて、看板効果のほかにどのような効果が必要か。
看板効果(アナウンスメント効果)	比較的大きいか。		比較的小さいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・独立性を高めることと、それによって使い勝手等の紛争解決のための機能が低下することとの相関関係についてどう考えるか。 ・アナウンスメント効果に差がないとの指摘をどう考えるか。
技術的な専門処理体制の充実化	技術的素養を有する裁判官を集中的に配置する。 専門委員(平成15年民事訴訟法改正)を積極的に活用する。 裁判所調査官の権限を拡大する(司法制度改革推進本部において検討中)。	同左	同左	法曹資格を持たないいわゆる「技術裁判官」を導入することの是非をどう考えるか。
取り扱う事件(管轄,司法アクセス等)	硬直的 著作権等に関する事件を取り扱うことは難しいか。	柔軟(現在の東京高裁の知的財産権専門部(平成15年民事訴訟法改正)と同様) 著作権等に関する事件も取り扱うことができる。	同左(B案と同じ)	管轄の制度設計如何により、権利救済が遅延したり、司法アクセスに制約が生じたりする等、現行制度よりも紛争解決のための機能が低下することをどう防止するか。
判断統一効果	5人合議制(平成15年民事訴訟法改正)	同左	同左	さらに全裁判官参加による大法廷制度の必要性はあるかどうか。

注1)仮に知的財産高等裁判所をいわゆる「技術裁判官」の導入の基盤とする場合には、看板効果だけではなく、このいわゆる「技術裁判官」の導入については、司法制度の根幹にかかわることであり、メリット、デメリット等について慎重な検討を要すると思われる。なお、仮にいわゆる「技術裁判官」の導入の基盤とした場合であっても、管轄については同じ課題が残ることになる。

注2)A案とB案は、10月28日の知的財産戦略本部・権利保護基盤の強化に関する専門調査会(第2回)で、知的財産戦略推進事務局から提示された案(事務局配布資料「知的財産高等裁判所の創設について」10頁参照。)である。A案は甲案に該当し、B案は、独立の「裁判所内裁判所」を認めるものであるとすると、甲案と乙案の中間に位置するもので、いわば「企業内カンパニーの裁判所版」と理解できる。

注3)各案における組織の名称については要検討。